

《発表記者会：福島県政記者クラブ》

令和6年11月28日

国土交通省東北運輸局 福島運輸支局

福島県初！自家用車活用事業を許可しました

～地域の「交通の担い手」と「タクシー不足」の課題の解決に向けて～

この度、東北運輸局福島運輸支局は、二本松交通圏におけるタクシー不足を補うため、タクシー事業者から申請のあった自家用自動車有償運送（自家用車活用事業）許可申請について、福島県で初めて許可しました。

今後、タクシー事業者の管理の下で安全・安心を確保しつつ、需要に応じていくことが期待されます。

○自家用車活用事業とは

自家用車活用事業は「日本版ライドシェア」とも呼ばれており、地域交通の担い手や移動の足の確保といった課題に対応するため、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーを活用して、有償で運送サービスを提供することを可能とする制度です。

○許可事業者（二本松交通圏を許可地域とする自家用車活用事業）

許可日	事業者名	営業所名	使用車両数
R6.11.28	昭和タクシー（株）	本社	1台

○許可地域及び実施時間帯

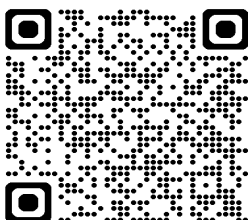
- 許可地域 二本松交通圏（二本松市）
- 実施時間帯 平日 7時台～14時台

○サービス開始時期等の詳細に関しては、タクシー事業者にお問い合わせください。

○東北管内で許可した事業者の一覧は、**随時、ホームページで公表していますので以下のリンクをご覧ください。**

- 許可事業者一覧 <https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/jk/jk-sub95.html>（東北運輸局 HP）
（下記 QR コードからもご覧いただけます）

東北運輸局 HP



<問い合わせ先>

○福島運輸支局輸送監査部門 担当 高橋・安瀬・金村
TEL：024-546-0345
（音声ガイダンス3）